

OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎



2020年10月23日(金)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博

これらのOSSのライセンスは？ GPL

- AndroidなどのOS : Linux
- Linux上のコンパイラ : GCC
- ファイル/プリンタサーバ : Samba
- RDBMS : MySQL
- ブログ/CMS : WordPress

⇒GNU General Public License

作ったのは？

GNUプロジェクトを始めた Richard M. Stallman氏

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 2

Stallman氏の「ライセンス」の認識

<https://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権法**と、**正当な理由**によりに基づいている

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。

契約法を使わないもう一つの理由は、**同意/サインを求め**るなんて、うんざりする。

※GNUで「オープンソース」と呼ばず、「自由ソフトウェア」と呼ぶ理由(概略)：
 ・「自由ソフトウェア」と「オープンソース」の用語はほぼ同じ範囲のプログラムを指します。
 ・自由ソフトウェアの活動では、プログラムが自由であることを重視
 ・オープンソースの活動では、利用価値・マーケティングを重視
https://www.gnu.org/philosophy/open-source-misses-the-point_ja.html

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 3

GPLの作成者Stallman氏は、自由ソフトウェアのライセンスを著作権法に基づいて考えている

ことをお話ししました。ここまです

何かご質問はありますか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 4

著作権って、なんぞや？

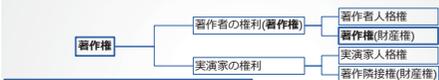
小説や音楽と同様に書いたら売ることができる権利？
そんな規定は、どこにも無い！

文化庁が無料で提供する 著作権に関する教材、資料等
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>



© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 5

『著作権テキスト』でも、『「著作権」という用語が広狭さまざまに意味に用いられているため、注意』と



使用料は**条件**の一例ではない
 財産権における「〇〇権」の意味：
 他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる
 (使用料などの条件を付けて、他人が〇〇することを認める)

権利(許諾権)

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 6

著作権の代表的な支分権が複製権



複製(Copy) 権(right) だから、Copyright「著作権」
 15世紀中頃の印刷術の発明に始まる
 1886年「ベルヌ条約」創設
 日本：明治32(1899)年 旧著作権法を制定し締結
 アメリカ：平成元(1989)年施行(前年に締結)

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 7

(複製権) 第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著作者:著作物を**創作する者**をいう。
 著作物:思想又は感情を**創作的に表現したもの**であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 8

- 著作権の代表的な権利は、複製権
- 複製権は、著作者が専有する
- 著作権は、創作的な表現に与えられる

何かご質問はありますか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 9

所有できないのに、なぜ、電子書籍はそれほど安くないのか

「紙の書籍を所有できないのに」と思ったことはないだろうか？
 本代って、紙代？印刷代？製本代？装丁代？
 同じことを安く実現することは悪なのだろうか？
 「海賊版」と呼ばれます。

海賊版って、何が非合法なのか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 10

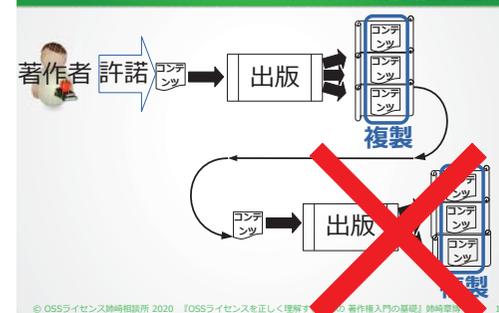
出版は、コンテンツ(著作物)の複製



その複製権を専有しているのが、**著作者**だから、
 著作者が許諾した者しか複製(出版)できない。
 著作者に**無断で複製権を行使**することが**非合法**

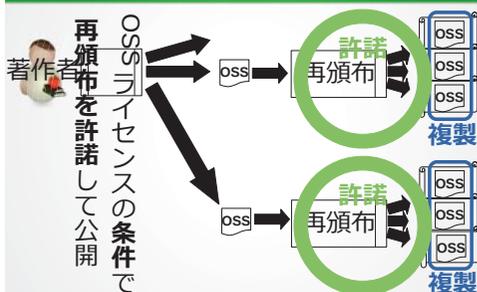
© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 11

著作者の許諾があればよいが、
無ければ**著作権法違反**



© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 12

OSSの著作者の許諾がGPL等のOSSライセンス



© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 13

OSSライセンスは、著作者が受領者に条件付きで著作権行使を許諾している

ことをお話ししました。ここまです
 何かご質問はありますか？

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 14

書籍のコンテンツ同様に「プログラムの著作物」もあるが、

「著作物」とは？

著作権法 第二条
 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
 著作権で保護される著作物は、**創作的に表現したもの**に
 逆に言えば、**創作性の無いプログラムは、著作物では無い**
保護されない

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 15

創作性(著作物性)

「作成者によって**個性的な相違**が生じるものであること」
 著作物に該当しない(創作性がない)、つまり、**プログラムであっても保護されない例**として
 ・誰が創作しても同じものとなるプログラム
 ・簡単な内容をごく短い表記法によって記述したもの
 ・ごくありふれたもの

© OSSライセンス姉崎相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 姉崎章博 16

一行でも流用したらGPLにしなければならない？

そういう人をたまに見かけるが、
一行で「**個人的な相違**」を表すのは至難の業

↓

GPLだからと言って流用即GPL
になるわけじゃない

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 17

特許のような、進歩性・独創性はoirない

Aさんが書いたプログラムに関して、
Bさんが書けば別のプログラムになるのならば、
Aさんのプログラムには創作性があると言える。

たまたま同じように見えても、
誰が書いても同じでなければ、
創作性があると言える。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 18

「表現したもの」が保護される

プログラムなら、言語Cやjavaなどで書かれたものが保護される
⇒プログラムのアイデアを他人に話して書かれたら
他人の著作物になる。アイデアは保護しない。

著作権はプログラムの表現しか保護しない

プログラム

- 表現(書かれた記述) → 著作権で保護可能
- アイデア(機能, アルゴリズム) → 特許権で保護可能
- 商品名 → 商標権で保護可能

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 19

著作権は、プログラムの創作性のある
表現しか著作物として保護しない

ことをお話ししました。ここまでで
何かご質問はありますか？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 20

長年の研究成果の「著作者」は誰か？

- 1.A氏にとって、学生時代からの研究テーマの機能
- 2.その研究成果から開発できたプログラム
- 3.プログラムはB社に入社後、仕事として作成

↓

B社の法人著作物 A氏が敗訴

第十五条 … 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時に於ける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 21

A社がB社に発注した場合、「著作者」は誰か？

- 1.A社が外販を前提に、B社にプログラム開発を委託
- 2.B社はソースコードごとプログラムをA社に納品
- 3.A社が商品として販売

↓

これも、B社の法人著作物。A社は無断で次版を出せない

対策として、
A社は発注時の契約で、B社からプログラムと共に著作権を譲渡してもらおうか著作権行使の許諾を得る必要がある。また、B社の著作人格権の行使をしないことを契約したりする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 22

動かないOSSを動かしたら著作権はできるか？

人によって、バグの修正箇所・修正内容に
「**個人的な相違**」が生まれるだろうか？

↓

著作権が生まれるのは稀

多くのコントリビュータはリスペクトされるが
著作者とは言いがたい

2015年、VMware ESXにLinuxが使われていると提訴したHellwig氏も棄却されている

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 23

著作権を誰が持っているか
著作者は誰かが大事な

ことをお話ししました。ここまでで
何かご質問はありますか？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 24

著作者が著作権を持っているため、GPLに限らず、BSDのライセンスも商用に変更はできない

BSDライセンスのプログラムを使った製品は
BSDライセンスの条件を満たした上なら、
商用ライセンスを被せてもよい。

この関係はGPLでも同じ

GPLのLinuxを使った商用Linuxディストロも
GPLの条件を満たした上だから、
販売されていてもGPL違反ではなかった。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 25

OSSを使ったプログラムの著作者はその開発者？

プログラムの著作者はその開発者 ⇒正しい

OSS : 原著物

プログラム : 二次的著作物

その開発者 : 二次著作者

では、その開発者が自由にライセンスを設定
できるかという、自由にはできない。

なぜか？

「自由ではあるけど、ライセンスを遵守しなければならない」といふ言い方はおかしい。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 26

(翻訳権、翻案権等) 第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

↓

著作者であるOSS開発者の許諾無しに
OSSを含むプログラムは公には作れない。
※著作権の制限内の私的には作れるけど

OSSライセンス

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 27

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) 第二十八条

二次的著作物の原著作者の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

↓

私的に作った二次的著作物も利用する場合、原著作者の著作者の許諾(OSSライセンス)が必要。
利用する開発者がOSSのライセンスを変えられない。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 28

改変・再頒布の許諾条件

OSS開発者=原著作者

2条項BSDライセンスが原著作者の許諾条件

- ・著作権表示
- ・条項本文
- ・免責条項が現れること

オープンソースが出てきた後のライセンスはこのライセンス条件の上位互換を理解していないのか考慮していないものが少なくない。

↓

OSS開発者=二次著作者

GPLが二次著作者の許諾条件

- ・著作権表示
- ・条項本文
- ・免責条項が現れること
- ・ソース開示 (ソースまたは申し出を添付)

GPLがBSDライセンスの条件を包含するからGPL条件を満たせばBSD部分の再頒布条項も満たす。

GNUソフトに含まれるBSDのライセンスを気にすることはほとんどないですね？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 29

二次的著作者が自由にライセンスを設定できるわけではない

原著作者の許諾(原ライセンス)が必要

であることをお話ししました。ここまでで
何かご質問はありますか？

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 30

著作権法目的

第一条 この法律は、著作者の権利保護を目的とする？

著作物並びに・・・隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 31

半田正夫著(2001)
「インターネット時代の著作権」丸善、P52

著作者は著作物の作成にあたって必ずなんらかの形で先人の文化遺産を摂取し、これをベースにしているはずである。とするならば、新たに作成された著作物も一定の間は創作した人へのご褒美として権利を与え、その独占的利用を認める必要があるが、その時期以降はすべての人に開放して、後世の人々が先人の文化遺産のひとつとして自由に利用できるようにしなければならない。

(中略)また、著作物はそれを作成した著作者個人のモノであることには間違いがないが、見方を変えると、それは国民全体の共通財産としての一面をもっているともいえる。

↓

「著作者の権利を守る法律」
したがって、たとえ保護期間内であっても、とは、単純に言いがたい一定の範囲内での自由利用を国民に認めることはその国の文化の発展にぜひとも必要不可欠といわなければならない。

© OSSライセンス研修相談所 2020 『OSSライセンスを正しく理解するための 著作権入門の基礎』 研修資料 32

